管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
120010	ご当地ナンバー（第2弾）導入基準の緩和	ご当地ナンバー（第2弾）導入要綱	導入要領において、 ・原則として、単独の市町村ではなく、複数の市町村の集合体である。 ・登録自動車数が10万台を超えている。 ・OSSを導入している、又は概ね3年以内に導入が県として具体的な導入計画が策定されている。 ・要望は、県が行う。 ・県内における他の地域と比較し、人口、登録自動車数等に極端なアンバランスが生じないこと。 ・要望書の提出締め切りは、6月28日	日光市単独で、日光ナンバーを認めていただきたい (1)「複数市町村の集合体」を、日光市単独とする (2)「登録台数10万台超」を、4万台とする (3)「OSS導入見通しがあること」について、栃木県において導入未定であっても対象とする (4)「申請者を都道府県とする」を、日光市を申請者とする (5)人口、登録自動車台数等において、他の地域名表示の対象地域と比較しない (6)要望書提出期限を、構造特区の基本方針が決定され、認定申請を行い、認定の効力が生じる日まで延長する	○提案理由 2市2町1村の合併により全国3位の面積をもち、単独で県土の1/4を占める広域性及び江戸時代から「日光神領」でくくられる一体的なエリアという当市の特殊事情に加え、世界遺産「日光の社寺」やラムサール条約登録湿地等を有する豊かな自然環境、及び貴重な歴史的・文化的遺産等、他に類を見ない当市独自の地域特性を勘案して、特例として日光市単独でのナンバー設置の実現に向けた要件緩和を提案。 ○効果 観光産業をはじめとする産業活動などに東日本大震災以降の風評被害に伴う多大なダメージの影響が今なお色濃く残っている当市にとって、大きな経済効果が期待される。 国際観光文化都市としての更なるPRや観光振興等に非常に有効であり、5市町村合併に伴う更なる一体感の醸成や「合併後の広大な日光市」の都市ブランド力の再構築にもつながる。	C		自動車のナンバープレートに表示する地域名は、車両台数、地理的状況等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものである。 それ故、現在公募中の「ご当地ナンバー（第2弾）」においても全国一律の基準を設けているところであり、特定の地域だけ例外的に取り扱うことは不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	当市は、全国3位の面積をもち、国際観光文化都市として、また、全国でも稀な世界文化遺産とラムサール登録湿地の両方を有する都市「日光」として国内外に広く知られるなどの地域特性を有しています。また東日本大震災以降の風評被害を払拭するため、市民と一体となり諸施策に取り組んでおります。アンケートの回答によれば、「日光ナンバー」は市民の約9割が導入を望んでおり、元気な日光を取り戻し国内に広くアピールするには「日光ナンバー」の導入は有効な手段と考えております。国におかれては、導入要件を満たさない地域においても、地域の特性により例外的に申請が可能となるようご検討をお願いします。		1004010	日光市	栃木県	国土交通省
120020	過疎地域の公営住宅への入居条件（所得制限）について、自治体が地域の所得状況に応じて定められるよう裁量の拡大	・公営住宅法第23条、第28条 ・公営住宅法施行令第6条、第8条 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第6条、第7条	所得制限は下記のとおり。 ①公営住宅：入居の際の収入上限として、25.9万円以下で事業主体が条例で定める額。 ②特優賃：収入分位の80%以下、但し、25%未満の所得の者にあっては、所得の上昇が見込まれる者に限る。 ※上記は公営住宅又は特優賃の入居条件の一部である。	公営住宅に入居できる者の条件が定められている中で、より多くの移住希望者が公営住宅に入居できるよう一般公営住宅の所得制限の上限、特定公共賃貸住宅の所得制限の上限及び下限を地域の住宅事情や所得状況を勘案した上で、現行法に規定された限度額を超えて自治体の条例で定められるよう裁量の範囲を拡大する。	山間地域は木材の供給、災害の防止、水資源のかん養など都市地域を含めた県全体を支える重要な公益的機能を有していることから、この地域を県全体で支えるため、平成21年3月に「あいち山村振興ビジョン」を策定し、山間地域の振興を進めている。特に山間地域、過疎地域への移住、定住の促進に関しては「愛知県交流居住センター」を県、関係市町村、大学、NPOなど民間団体とともに設置し、取り組んでいる。 しかし、過疎地域では、民間の物件は非常に少なく、また、空き家に関しても貸出すことができる物件が少ないのが現状であり、そのため、移住者には、公営住宅（一般公営住宅及び特定公共賃貸住宅（特公賃））への入居を勧めることになるが、その公営住宅の整備戸数も少なく、さらに、過疎地域等の特例の運用はあるものの、入居時所得制限（上限設定）によって入居できないケースが生じている。 一方で、中堅所得者を対象とした特公賃についても、入居所得制限（下限設定）があることから、空きがあっても低所得者では入居できず、職場とは異なる近隣の市町に居住し、通勤せざるを得ないというケースが生じている。 こうした過疎地域においては、地域の維持・活性化を図るため、民間物件・空き家・公営住宅といった数少ない住宅資源を有効に活用し、都市部からの移住の促進に努める必要があることから、公営住宅の入居条件において所得制限等について、自治体の条例で自由に定めることができるよう裁量の拡大を求める。	D	－	「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」（平成16年4月20日付け国住総第21号）及び「地域再生推進のための特定優良賃貸住宅等の目的外使用承認の柔軟化について」（平成16年12月21日付け国住備第72号）で既にお示ししているとおり、地方公共団体が地域再生計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地方整備局長等に事後報告することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の承認があったものとして当該地域再生計画認定地域の公営住宅又は特定公共賃貸住宅を目的外使用することが可能である。 目的外使用に係る公営住宅又は特定公共賃貸住宅については、入居希望者の収入の多寡にかかわらず入居させることが可能であるため、これによってご提案の内容に対応できると考えられる。			1015020	愛知県	愛知県	国土交通省